

## 綾瀬市健康づくり推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市から委嘱を受けた健康あやせ普及員が、健康づくりの推進を図るために行う事業の経費に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象)

第2条 綾瀬市健康あやせ普及員連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象となる事業の経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会事業に関する経費
- (2) 協議会地区活動に関する経費
- (3) その他市長が必要と認めた経費

### (補助額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする協議会は、規則第4条の規定による申請書及び書類を毎年4月30日までに、市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第6条 規則第7条の規定による補助金の交付決定通知は、綾瀬市健康づくり推進事業費補助金交付決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

### (申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

### (実績報告)

第8条 規則第12条第1項に規定する市長の定める期日は、補助金を交付した市の会計年度終了後の4月30日とする。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
(綾瀬市健康づくり推進事業費補助金交付要綱の廃止)
- 2 綾瀬市健康づくり推進事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日）は、廃止する。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市健康づくり推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました 年度綾瀬市健康づくり  
推進事業費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則  
第5条の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件